

第 95 号議案

損害賠償の額の決定及び和解することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり自動車事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 和解の相手方 豊後大野市三重町川辺
小野 善治

2 事故の概要

平成 25 年 3 月 2 日午後 8 時頃、豊後大野市三重町川辺 2020 番地 1 路外において、豊後大野市消防団員が職務上消防団車両を運転中、相手方同所属小野善治に対し傷害を負わせたものである。

3 損害賠償額	8,370,905 円
上記金額の内訳	
(1) 治療費	5,374,437 円
(2) 休業損害	1,746,468 円
(3) 慰謝料	1,121,300 円
(4) その他雜費	128,700 円

平成 26 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

損害賠償の額を決定し、和解したいので、この案を提出するものである。